

授業中の私語を抑制する制度設計

中 村 友 哉*

概要

本稿では、授業中の私語を抑制する制度を紹介する。本稿で紹介する制度の特徴は、受講者同士のピア・プレッシャーを活用している点にある。連帯責任制度を導入すると受講者同士がピア・プレッシャーをかけ合う。この効果を利用することで、受講者が授業中の私語を控えるだけでなく、私語をした場合に自己申告する制度を設計している。本制度は、私語以外の受講マナー違反の抑制にも効果を発揮する。ただし、本制度には課題がある。虚偽の自己申告によって制度の機能が失われる可能性がある。本制度の効果と課題を整理することで、より良い授業環境設計を議論するきっかけを提供する。

1. はじめに

授業中の私語は負の外部性を持っている¹。本人たちは小声で周りに聞こえない音量で話しているつもりでも、授業中の教室では広範囲に雑音が響く。その雑音は、知的好奇心を持って真面目に受講している学生と教員の集中力を削ぐ。授業を適切に運営する責任を負っている教員が指導すべき迷惑行為である。しかし、私語を抑制する指導は簡単ではない。だからこそ、多くの大学で授業中の私語が問題になっている。

なぜ、授業中の私語を抑制する指導は難しいのであろうか。経済学の観点から論点を整理することで、私語を抑制する制度を提示することが本稿の目的である。

経済学は人間行動を分析する科学である²。その手法は、経済主体の合理性を仮定するという特徴を持っている。合理性の仮定とは、「経済主体の行動の背後に何らかの「意図」がある」と想定することである³。経済主体の行動のインセンティブを考察することとも言える。本稿では、受講生が私語をするインセンティブを考察することによって、インセンティブの理解に基づいた、私語を抑制する

* 明治学院大学経済学部

¹ 外部性とは、ある経済主体の行動が、市場（金銭）を介することなく、他の経済主体の行動に直接影響を与えることである。

² 経済学の定義に関する議論は、伊藤（2012）の第1章が非常に有益である。本節の議論も、伊藤（2012）に依拠している。

³ 伊藤（2012），p. 11.

制度の提示を試みる。

授業中の私語を抑制する制度を考察するまえに、そもそも学生が授業を選択するインセンティブを考えてみる。本稿では、学生が授業を選択するインセンティブを二つ想定する。一つ目は、知的好奇心である。学生は、高等学校までの教育で基礎学力を身に付けてきたとはいえ、学問の各分野に関する専門知識を身に付けていない。学問の各分野には、研究者が人生をかけて探求するだけの知的魅力がある。研究者がそれら専門的な内容を解説する授業は知的好奇心を刺激する機会であり、学生が授業を選択するインセンティブになっていると言える。

二つ目は、単位の取得である。大学は知的好奇心を満たすことができる研究教育の場であるが、卒業することによって様々な就業機会を獲得する場でもある。その機会を得るためには、卒業に必要な単位を取得しなければならない。その単位数は決して少ないわけではないので、学生はすべての授業に全力を注いでいるわけではない。各授業にかかる労力に強弱をつけている。単位の取得しやすさは、授業選択の強いインセンティブになっている。

これら二つのインセンティブが同時に満たされている場合は、特に大きな問題は起こらない。教員から知識を吸収しようとして、学生はマナーを守って受講する。問題は、単位取得のインセンティブは満たしているが、授業内容が学生の知的好奇心を満たしていない場合である。この場合、一部の学生は、単位取得を望みながらも、マナーを守って授業を受講することができない。大学の授業時間は何もせずに過ごすには長い時間である。友人と受講している場合、時間を潰すために私語をしてしまうことがある。

このような学生の私語を抑制するためには、教

員はどのように制度を設計すればよいのだろうか。それを検討するためには、授業の選択とは別の観点から、受講生のインセンティブを整理する必要がある。つまり、私語をしないために、学生がどのような「賞罰」のインセンティブに反応するかを理解する必要がある。それを理解せずに、教員が教室で大きな声で叱るような指導をしても、労力を消費するだけで効果は限定的になってしまう。

本稿で紹介する制度は、学生のインセンティブの想定に特徴がある。その特徴とは、教員からの指導や叱責に対して、学生はそれほど大きなプレッシャーを感じていないと想定していることである。大教室の授業では、私語をしていることを認識できても、誰が私語をしているかまでは特定できない。このような場合に教員が全体に対して指導や叱責をしても、私語をした学生は匿名性の中に隠れることができる。単位取得にはほとんど影響しない。また、私語をした学生を特定できた場合でも、指導に対して反省したふりをするだけで許されることが多い。許されない場合であっても、一度の私語で単位を取得できなくなることは稀であり、好成绩での単位取得を望んでいない学生にとっては、それほど大きな影響とは言えない。教員の指導や叱責は徒労に終わり、授業中の私語はなくなるだろう。

これに対して、本稿で紹介する制度では、連帯責任を通じたピア・プレッシャー、つまり受講生同士の圧力を重視している。私語をする多くの学生にとって、教員との繋がりは授業のみである。単位さえ取得できれば、教員との関係は彼らの生活に影響を与えない。しかし、受講生同士のつながりは友人関係の網の目になっている。連帯責任を通じて自分の軽率な行動が他の受講生に不利益になると、友人関係が悪化して、授業外での彼ら

の生活にも影響を与える。また、誰かの軽率な行動が自分の単位取得に悪影響を与えるのであれば、他人の行動も無視できなくなるだろう。つまり、ピア・プレッシャーは、教員からの指導や叱責とは比較にならない大きな効果を持つと考えられる。そこで、本稿で紹介する制度では、連帯責任を導入することでピア・プレッシャー効果を引き出して、私語を抑制するインセンティブを与えることを試みている。

本稿で紹介する制度の背後では、情報の経済学と行動経済学の知見を様々な形で活用している。情報の経済学は、インセンティブに関する議論を体系的に構築してきた分野である⁴。情報の非対称性があるときに、プリンシパル（教員）にとって望ましい行動へと、エージェント（学生）を導く知見を提供してくれる。行動経済学は心理学の知見を経済学の枠組みに取り入れた分野である。本稿の制度では、プロスペクト理論をとり入れている⁵。プロスペクト理論によると、人間は利得を得るインセンティブよりも、損失を回避するインセンティブに強く反応する。効果的に「賞」を与える制度を設計するために、この知見を応用している。具体的な制度やその意図は次節以降で紹介する。

本稿は、次のように構成されている。2節では制度の全体像を紹介する。3節では、制度設計の意図を解説する。4節では本制度の課題を検討して、5節で結論を述べる。

2. 制度の全体像

本節では、初回授業のガイダンスで受講者に対して説明している制度の全体像を紹介する。それぞれの項目には設計の意図がある。しかし、本節は全体像の把握を優先して、それらの意図は説明しない。詳細な意図は次節で説明する。

また、設計した制度が効率的に機能するためには、制度の参加者、つまり担当教員と受講生が制度の内容を理解し、それを共有している必要がある。ガイダンスでは図1から8のスライドを用いて、制度の全体像を周知している。以下では、図1から8に対応させながら、制度の内容を紹介していく。

成績評価の基準 成績は期末試験100%で評価する（図1）。出席は考慮しない⁶。

受講上の約束 本授業を受講するためには、次の約束を守らなければならない（図2）。その約束とは、「当たり前のマナーを守り、人に迷惑をかけずに受講する」ことである。具体例としては、

図1 成績評価の基準

- この授業の成績評価の基準
 - 期末試験100%
 - 出席は成績に考慮しない



⁴ 情報の経済学は契約理論とも呼ばれている。オリバー・ハート教授とベント・ホルムストローム教授は契約理論への貢献によって2016年にノーベル賞を受賞している。

⁵ プロスペクト理論等の貢献によって、ダニエル・カーネマン教授は2002年にノーベル賞を受賞している。

⁶ 出席を成績に考慮しない点は、制度を機能させる上で重要な役割を果たす。

授業中の私語の禁止，着信音やシャッター音を鳴らさないこと等が挙げられる。ただし，スマートフォンや PC 等の情報機器の使用自体は禁止しない。また，著作権の問題には厳正に対応するが，写真，動画の撮影や録音等も禁止しない。

協力点 約束を守る対価として，受講者には事前に協力点を与える（図 2，3）。具体的には，学期を通じて受講者全員が約束を守ることを前提にして，期末試験の問題を 110 点満点で作成する。100 点を超える 10 点分が協力点に対応する。これによって，受講者は単位を取得しやすくなる。ただし，最終的に提出する評価は 100 点満点である必要があるため，テストの得点が 100 点を超えた場合は，100 点に補正して評価を提出する。

マナー違反への対応 協力点は，あくまで学期を

通じて全受講者が受講マナーを守ることを前提に付与しているボーナスである。したがって，一人でもマナー違反をする受講者がいた場合は，協力点を没収する（図 4）。協力点の没収方法は，マナー違反が起きるごとに，期末試験の満点を 5 点ずつ下げていく方式で行う。誰か一人がマナー違反を行うと，そのマナー違反者だけでなく，受講者全員の期末試験の満点が下がることになる。つまり，連帯責任方式で，協力点を没収する（図 5）。

また，連帯責任方式であるため，どの受講者がマナー違反を行なったかどうかは，協力点の没収自体には無関係である。したがって，教員はマナー違反者を探し出して，特定することはしない。私語や着信音等のマナー違反を認識した場合は，それを受講者全員に伝えて，機械的に協力点を没収

図 2 受講上の約束と協力点

- この授業を受講する上での約束
 - 当たり前のマナーを守り、人に迷惑をかけずに受講する
- マナー違反の例：私語、着信音、シャッター音等
- 約束に協力してくれた場合
 - 協力点として期末試験のウェイトを **10 点追加**
 - 期末試験を 110 点の問題として作成
 - $100 \text{ 点} + 10 \text{ 点} = 110 \text{ 点}$

図 3 協力点

- **最終評価**（テストの点数が 100 点以上は 100 点に補正して評価）
 - 期末試験 100 点 + 協力点 10 点 = **110 点**

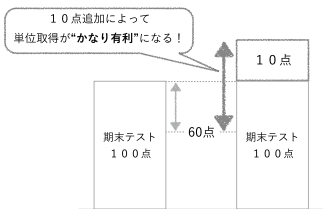
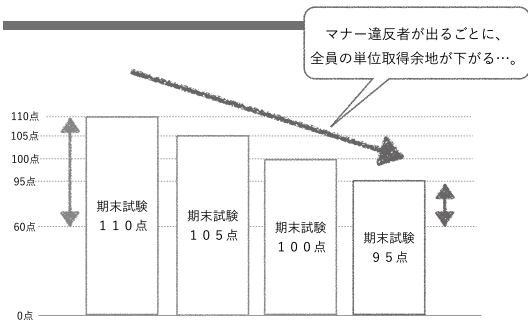


図 4 マナー違反への対応 1

- 約束に協力できない人が一人でもいた場合
 - マナー違反が起きた場合
 - 教員が、マナー違反を行った人を探すことはしない
 - その都度、機械的に、合計点を 5 点ずつ下げる
 - つまり、誰かがマナー違反を行うと、
 - **受講者全員の期末試験の点数が下がっていく**
 - 協力点 10 点はマナー違反者がいないことが前提

図 5 マナー違反への対応 2



していく。

特例措置 マナー違反による協力点の没収は連帯責任制を採用しているが、マナー違反者が自己申告した場合には、次の特例措置を適用する(図6)。

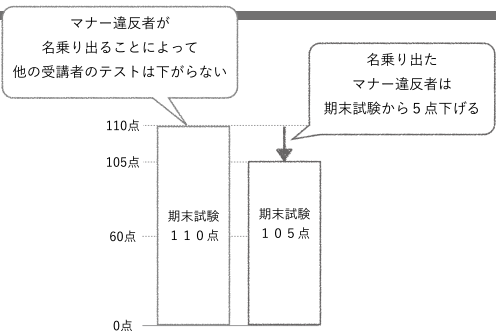
- 他の受講生の満点は、当該マナー違反の直前の点数に戻る。
- その一方で、マナー違反を行った本人は、期末試験の得点から5点減点する。

図7は、1回目のマナー違反者が自己申告した場合を図示している。当初の満点は110点なので、マナー違反が起きると、受講者全員の期末試験の

図6 特例措置1

- ・ 特例措置
 - ・ マナー違反を行なった人が自己申告した場合
 - ・ 本人の点数を5点下げるが、**他の受講者の点数は下げない**
 - ・ 例：1回目のマナー違反の対象者が自己申告した場合
 - ・ マナー違反の対象者：期末試験から5点減点
 - ・ その他の受講者：110点満点の期末試験

図7 特例措置2



満点が一旦105点に下がる。しかし、マナー違反者が自己申告すると、期末試験の満点は再び110点に回復する。マナー違反者も同様に110点満点の期末試験を受験することになるが、その得点から5点減点した得点が、マナー違反者の成績として採用される。

私語に関する注意点 私語に関しては、特例措置を適用するために追加条件を課す(図8)。着信音やシャッター音はマナー違反者単独の問題だが、ほとんどの場合の私語には言葉を発したマナー違反者だけでなく、話しかけられた相手が存在する。その話しかけられた受講生は、話しかけたマナー違反者を注意するなどの予防措置をとれたはずである。この授業では、それを怠ったという意味で、話しかけられた相手もマナー違反者とみなしている⁷。したがって、私語に関するマナー違反が起きた時は、話しかけたマナー違反者と話しかけられたマナー違反者がペアで自己申告しない限り、前述の特例措置を適用しない。

以上が本制度の全体像である。次節では、それぞれの項目の詳細な設計意図を説明する。

図8 私語に関する注意点

- ・ 「私語」に関する注意点
 - ・ 「話しかけた人」だけでなく「話しかけられた人」もマナー違反の対象者になる
 - ・ 特例を適用するためには、「話しかけた人」だけでなく「話しかけられた人」も一緒に自己申告する必要がある。

⁷ この制度を運用する上で、最初に話し声が微かに聞こえただけでは、協力点を没収していない。一度注意喚起を行って2度目以降に話し声が聞こえた時に減点を実行している。したがって、話しかけられた人も注意をする等の予防措置を取ることが可能である。

3. 設計の意図

前節で紹介した本制度は、授業中の私語を抑制する目的で設計したが、実際は、広く受講マナー違反を抑制する制度になっている。連帯責任制度を導入することでピア・プレッシャー効果を引き出して、事前的にマナー違反を抑制する仕組みを設計している。また、ピア・プレッシャーは、事後的にもスクリーニング効果も発揮する。実際にマナー違反が起きたほとんどの場合で、教員がマナー違反者を探さなくても、当該学生はピア・プレッシャーを感じて自ら名乗り出てくる。前節で紹介した各項目にはこれらの効果を発揮するための意図があるので、本節で解説していく。

3-1. 各項目の意図

成績評価の基準の意図 本制度は、ピア・プレッシャーの効果を活用しながら、期末試験の点数によってマナー違反を抑制するインセンティブを与える設計になっている。したがって、期末試験が単位取得のためにある程度大きなウェイト占めている必要がある。ただし、必ずしも期末試験 100% で最終成績を評価する必要はない。期末試験のウェイトをある程度下げて、毎回の小テストやレポートを成績に算入する運用も考えられる。

その一方で、出席を成績に算入しないことは、この制度で重要な役割を果たしている。受講生の中には、授業時間中に集中力を保てない学生が存在する。そういった学生は、集中力が切れた時、周りの受講者に対する干渉行為を行ってしまうことがある。出席が成績に算入されないのであれば、そういう学生には、迷惑をかけないために出席しないという選択肢があるだろう。しかし、成績に参入されるのであれば、自分が迷惑行為を行っ

てしまうことが分かっているながら、出席せざるを得なくなる。迷惑行為を行ってしまう学生が自ら適切な行動を選択するために、出席点は成績に算入していない。

また、出席点には逆選択の効果がある点も、本制度で採用していない理由である。ここでの逆選択とは、出席点によって、学習意欲が高い学生よりも、学習意欲が低い学生に強い出席のインセンティブを与えてしまうことである。学習意欲が低く単位にのみ関心がある学生は、授業内容に関心がないので、期末試験の勉強をする意欲が薄い。教室で座っているだけで獲得できる出席点は魅力的である。また、そのような学生は、授業とは無関係な内職をしていることが多いので、私語をしてしまう可能性も高い。この逆選択の問題は、出席をしないという選択肢を与えることで回避できる。したがって、本制度では出席点を成績に算入していない。

受講上の約束の意図 前述したように、設計した制度が効率的に機能するためには、参加者が制度の内容を理解し、それを共有している必要がある。特に、罰則適用の条件は、当事者間で共通認識を持つておく必要がある。ガイダンスでは口頭で補足しながら、受講生にマナー違反の該当行為を説明している。ただし、あまり厳密かつ具体的に罰則適用条件を定義することは避けるべきである。なぜなら、教員がこれから起こりうるすべてのマナー違反を想定することは不可能だからである。厳密かつ具体的に罰則適用条件を定義すると、教員が想定していなかったマナー違反が生じたときに、それが適用範囲外になってしまう⁸。本制度では、ある程度解釈の幅を持たせるために、「当たり前のマナーを守り、人に迷惑をかけずに受講する」という表現を使っている。

スマートフォンや PC 等の使用、録音、写真や

動画の撮影に関しては、2つの観点からマナー違反の対象にしていない。一つ目は、モニタリングの困難さである。動画撮影を禁止するためには、学生がスマートフォンを持つごとに声をかけるなど、労力という非常に大きなコストがかかる。また、動画を撮影しているようであっても、確たる証拠がない状況でスマートフォンのデータを確認することは、教員の越権行為にあたるだろう。著作権や肖像権の問題を指摘した上で容認した方が、はるかにコストが低い。また、多くの教員よりも、学生の方が情報機器の活用には習熟している。データに基づく科学的根拠がない状況で、手書きでなければ学習効率が上がらないなど、教員が主観で学習方法を限定するべきではない。テクノロジーを積極的に活用する上でも、情報機器の利用は容認している。

二つ目は、マナー違反の予防の観点である。前述したように、集中力が切れた学生は他の受講生に対する干渉行為を行いがちである。そのときに、スマートフォンの利用を認めていれば、他の受講生に迷惑をかけることなく、一人で息抜きをすることができる。また、会話をしたい場合でも、その次善策として、LINEでのメッセージのやりとりができる。これらの行為は、授業を聞いていないという観点からは問題かもしれない。しかし、学習意欲が高い受講生に適切な受講環境を提供することは、その問題以上に優先すべきことである。他の受講生に迷惑をかけない情報機器の利用は容認している。

協力点 本制度のピア・プレッシャーの効果を高めるために、協力点を付与するタイミングは重要な役割を果たしている。協力点の付与のタイミン

グは、事前と事後の二つが考えられる。通常は、何らかの基準を達成したことを確認した上で、事後的に協力点を付与することが多いだろう。大学の授業の場合であれば、期末試験の時までマナー違反が起こらなければ、協力点を付与するといった形式である。この場合、受講生は当初の期末試験の満点である100点を基準(参照点)に考えて、協力点は条件を達成したボーナスとして認識するだろう。つまり、利得のフレームとして協力点が認識される⁹。

これに対して、前節で紹介した本制度では、事前に付与する方式が採用されている。受講生は、基準を達成する前に協力点を付与されて、当初から110点の期末試験を受験する権利を持つことになる。この場合、受講生は、期末試験の満点の基準(参照点)を110点と認識する。利得のフレームの場合に対して、参照点が10点上がる。ただし、協力点の付与は条件の達成を前提としている。そのため、条件が達成されなかった場合は、前節で説明したように、協力点は没収されることになる。つまり、協力点は損失のフレームとして認識される。

Kahneman and Tversky (1979) によって提唱されたプロスペクト理論によると、本質的には同じであっても、人間は利得を得るよりも、損失を回避しようとする。このことは実証的にも確かめられていて、Novemsky and Kahneman (2005) による損失回避率の研究によると、予想される損失の2倍程度の利益がない限り、多くの人は不確実性のあるギャンブルを行わない。これらの結果をマナー違反防止に利用すると、協力点の10点は、利得のフレームではなく、損失のフレームで

⁸ 不測な事態が起こり得ることによって、完全な形で履行義務を記述できない状況を不完備という。このような状況で交わされる約束は不完備契約と言われている。

⁹ フレーミング理論に関しては、Kahneman and Tversky (1984) を参照のこと。

用いた方が、より効果的にインセンティブを与えられると考えられる。したがって、本制度では損失のフレームを導入して、最初に協力点を与えてそれを没収していく方式を採用している。

マナー違反への対応 本制度では、教員はマナー違反者探しをしない。その理由は、コストに見合わないからである。着信音やシャッター音は、教室のどの範囲で音が鳴ったかは分かるが、その範囲の中から個人を特定することは困難である。犯人を探そうとすれば、授業を中断して音が鳴った周辺に行き、学生を問い詰める必要がある。このような労力を費やしたとしても、学生が完全に黙秘を決め込んだ場合は犯人を特定できない。労力は無駄になる。

また、教員からの指導や叱責が、一部の学生にとってはそれほど大きな心理的なダメージにならないことも、犯人探しをしない理由である。そう言った学生にとって、教員との関係は教室の中だけである。指導や叱責をされても、その場をやり過ぎて最終的な成績評価で単位を取得できれば、彼らの生活にとって大きな影響はない。教員がエネルギーを使って指導や叱責をしたとしても、「面倒だから、謝っておこう」程度にしか響かないだろう。教員との関係が彼らの授業外の生活に影響を与えないから、授業中に迷惑行為を行うとも考えられる。注意をする教員の労力は、無駄になってしまう。

ただし、本制度がマナー違反者探しを諦めているかという点、そうではない。連帯責任を回避するためにマナー違反者が自ら名乗り出る仕組みが組み込まれている。つまり、本制度にはスクリーニング効果がある。前述したように、教員がマナー

違反者を特定するには大きなコストがかかる。その一方で、周りにいる学生は隣で私語をしているのだから、だれがマナー違反者か認識している。このとき、もしもマナー違反者だけの得点が下げられるのであれば、他の受講生はそれほど関心を示さないだろう。しかし、連帯責任制度では、たとえ自分が真面目に受講していたとしても、他者のマナー違反によって自分の成績に影響を受ける。周囲の学生は当該マナー違反者にピア・プレッシャーをかけるだろう。ピア・プレッシャーをかける人は、教員と違い、教室外でも彼らの生活に影響するので、マナー違反者は簡単に無視することはできない。このとき、次の「特例措置」で説明するように、ピア・プレッシャーを受けているマナー違反者に何らかのインセンティブを与えれば、自己申告すると考えられる。

本制度は、マナー違反者探しを、受講者に権限委譲していると言える。組織の経済学の文脈において、権限委譲に関する研究は数多く発表されている。その文脈で重要なテーマの一つに、偏在する局所情報の効率的な利用に関する論点が挙げられる¹⁰。エージェントに権限を委譲すると、局所情報を効率的に利用した意思決定が可能になる。その一方で、エージェントは与えられた権限と局所情報をもとにレントを得ようとする。このトレードオフを考慮して、適切な権限委譲を設計する必要がある。

本制度では、誰がマナー違反者かという局所情報を受講生が持っている。その一方で、本制度では、誰がマナー違反者かという局所情報を利用して受講生がレントを得る可能性は低い。したがって、マナー違反者の特定に関する権限を受講者に

¹⁰ 代表的な研究として、Aghion and Tirole (1997) や Alonso et. al. (2008) が挙げられる。これらの文献を含めた解説として、伊藤他 (2019) の第 10 章が参考になる。

委譲しても、大きな問題は生じないと考えられる。ただし、密告のような制度を採用すると、学生間でのトラブルにつながる可能性がある。あくまで自己申告するような仕組みを設計することが望ましいと考えられる。

特例措置 特例措置の目的は、マナー違反者に自己申告のインセンティブを与えることである。本制度で採用している連帯責任は、マナー違反者にピア・プレッシャーを与える。このプレッシャーを、実際の自己申告へと誘導するのが、特例措置である。特例措置が適用されると、他の受講者はマナー違反以前の状態に回復するので、ピア・プレッシャーから解放される。また、マナー違反者にとっても、自己申告によって失うものはない。期末試験から5点減点されることになるが、そもそもマナー違反を犯した時点で、すでに期末試験で5点を失っている。したがって、自己申告してもなくても、本人の状況は変わらない。つまり、自分の状況が悪化することなく、その他すべての受講生の状況を改善できるので、自己申告によってパレート改善する¹¹。理屈の上では、マナー違反者が自己申告しない理由がない。

減点を5点にしている理由は、マナー違反者の今後の学習のインセンティブを下げないためである。単純にマナー違反を防止したいのであれば、減点をより大きくすることが考えられる。しかし、そうしてしまうと、マナー違反をしてしまったあとは単位取得が厳しい状況になり、学習意欲の低下が懸念される。それは教育上の観点から意図することではない。また、一度マナー違反を犯してピア・プレッシャーを受けると、罰則の心理的重

みを体感することになる。再び、自らマナー違反をする可能性は低いと考えられる。以上の理由から、5点減点を採用している。

私語に関する注意点 連帯責任制度には、受講生同士でマナー違反者を注意しやすい状況を作るメリットもある。連帯責任ではない状況では、学生の対等な立場で注意し合うことは難しいだろう。しかし、連帯責任制度のもとでは、自分のためではなく、みんなのためという立場から注意をすることができる。

私語に関しては、この効果をさらに高めるために、より厳しい連帯責任制度を採用している。話しかけられた人の自己申告も、特例措置適用の条件にしている。これには、二つの効果を期待している。一つ目は、話しかけられた人が、話しかけた人に注意する事後的効果である。話しかけると、自分の点数だけでなく受講生全体の点数が下がるので、話しかけられている人も周囲からピア・プレッシャーも受ける。このような状況になることを避けるために、話しかけられた人は、話しかけてくる人に注意するインセンティブが生じる。二つ目は、他の受講生に話しかけようとしなくなる事前的な効果である。友人とは、授業外でも関係が続く。友人に迷惑をかけると思うと、そもそも話しかけようとしなくなる。この二つの効果によって、私語を抑制している。

4. 本制度の運用上の注意点と課題

本制度は、本学の授業で実際に導入している¹²。すべての授業で私語やマナー違反はほぼ皆

¹¹ パレート改善とは、どの経済主体の状態も悪化させることなく、少なくとも一人の状態をより良い状態にすることをいう。

¹² 1年生春学期に開講されているミクロ経済学入門、3年生春・秋学期に開講されている情報の経済学、企業と組織の経済学、金融システム論で導入している。毎年、各授業の登録者は100名～150名程度である。

無である。私語を抑制するという目的は、概ね達成されていると言える。ただし、本制度には課題が残されている。本節では、その代表的なものを紹介する。

4-1. 教員の誤認識による罰則

本制度に限らず、罰則を伴う制度を機能させるためには、違反があったときに罰則を実際に行う必要がある。もしも、ルール違反があったときに教員が罰則を実行しなければ、受講生は罰則には実効性がないものと認識する。一度そのように認識されると、以降はルールが守られない。また、場当たりに、罰則を適用するときとしないときがあると、受講生からの信頼を失ってしまう。そうすると、授業外においても、信頼できない教員として認識されてしまうだろう。教員は制度にコミットして、ルールを遵守する必要がある。

ただし、マナー違反の罰則を実行する際に、教員の過誤が起きる可能性を忘れてはならない。つまり、受講者がマナー違反をしていないにもかかわらず、マナー違反として認識してしまう可能性がある（第 2 種の過誤）ことを認識した上で、罰則を実行しなければならない。この点に関しては、学期の前半と後半で、異なる対応をする必要があると考えている。

学期の前半は、教員のコミットメントの強さを受講生が計りかねている。そのような時期に、マナー違反に対して実際に罰則を実行すると、コミットメントの強さを伝えることができる。したがって、学期の前半では第 2 種の過誤による損失よりも、コミットメントの強さを伝えるメリットを優先して、積極的に罰則を適用して良いだろう。そもそも、本来はなかった協力点 10 点を加点している状況なので、罰則適用にそれほど消極的になる必要はない。

それに対して、授業の後半では、罰則の適用は消極的に行うべきである。授業の回数が進むにつれて、マナーを守る学生のみが出席をするようになる。したがって、教員がマナー違反が起きたと思った時も、第 2 種の過誤である可能性が高くなる。もしくは、マナー違反を守って受講しようとしていたが、何らかのミスで意図しないマナー違反をしてしまった可能性もある。罰することは教員が望むことでもないので、ある程度は適用のハードルを下げて良いと考えられる。

4-2. 必要なコミュニケーションの阻害

本制度は私語の抑制に高い効果を発揮するが、必要なコミュニケーションを阻害してしまう可能性がある。たとえば、ノートに書き写すスピードが遅かったり、疑問点を考えている間に授業が進行していることがある。このとき、隣で受講している友人に話しかけて、書き写せなかった場所や、現在の進行状況を聞くことができれば、再び授業に進行に追いつくことができるだろう。しかし、教員は私語の内容まで聞き取ることができないので、必要な私語とマナー違反の私語を区別することができない。罰則を適用せざるを得なくなる。

必要なコミュニケーションが阻害されるコストが大きい場合は、本制度は改善の余地が残っていると言える。しかし、そのコストはそれほど大きいものではないと考えられる。本制度は私語を禁止しているが、情報機器の利用は禁止していない。したがって、授業の進行速度に付いていけない不安がある場合、録画や録音で補うことができる。また、そのようなことをしなくとも、ノートに書き写せなかった箇所があることや、テキストの進行箇所がわからないことは、声を発せずにジェスチャーだけで友人に聞くことができる。したがって、必要なコミュニケーションが阻害されている

問題はほとんどないと考えられる。

4-3. 虚偽の自己申告

本制度には、マナー違反をしていない学生が、虚偽の自己申告をするインセンティブがある。例えば、マナー違反が起きて5点減点が実行されたが、マナー違反者が自己申告しなかった場合を考えてみる。このとき、期末試験の満点は105点である。ここで、当該マナー違反者ではない受講者が虚偽の自己申告をしたとする。教員はマナー違反者探しをしないと宣言しているので、だれが自己申告しようとも、全員の期末試験の満点が110点に戻る。したがって、自己申告者以外の全員が、自己申告前よりも良い状態になる。虚偽の自己申告者は期末試験から5点減点されることになるが、自分が自己申告しなければ105点満点の期末試験を受けることになっていたのだから、状態が悪化するわけではない。つまり、パレート改善する。したがって、弱い意味で、虚偽の自己申告をするインセンティブがあると言える。

マナー違反によって2回以上の減点が実行された場合は、この虚偽の自己申告のインセンティブはさらに強くなる。例えば、2回のマナー違反で10点減点されていて、期末試験の満点が100点だったとする。このとき、二組が虚偽の自己申告をすると、その他の受講生の満点は110点に戻り、虚偽の自己申告をした二組も105点に回復する。つまり、全員が満点が100点の状態よりも改善することになる。

この虚偽申告が、現時点で認識している本制度の最大の課題である。虚偽申告を防止する新制度は、まだ考案されていない。したがって、虚偽申告が避けられないことを前提で考えると、二つの問題点がある。一つは、マナー違反をした本人が罰則を受けることなく、マナー違反をしていない

受講者が罰則を受ける点である。この点に関しては、虚偽の自己申告をした本人がそれを受け入れているので、問題ないと考えることもできる。また、マナー違反をした本人は、ピア・プレッシャーという形で罰則を受けているので、無罪放免になっているわけではない。実際に、マナー違反者が誰かを認識している受講者から聞き取りをすると、名乗り出なかった当該マナー違反者はそれ以降の授業に出席をしていない。ピア・プレッシャーという罰則の結果、出席をしづらくなったと考えられる。

二つ目は、罰則が機能しなくなり、制度が崩壊する可能性である。例えば、ピア・プレッシャーを意に介さずに、マナー違反を続ける受講者がいたとする。12回を超えるマナー違反があると期末試験は60点以下になる。制度を厳密に運用するのであれば、その一人のために誰も単位を取得できない状況になる。この場合、12組の虚偽申告者が現れれば、期末試験は110点満点に戻り、虚偽申告者も105点満点になる。この状態になった後も、同様の繰り返しを行うことができる。つまり、マナー違反に歯止めがかからずに制度が崩壊する可能性がある。

虚偽申告を防止する新制度は、まだ考案されていない。幸い、現時点ではこのようなことを起きていないが、起こり得ることは認識しておくべき課題である。

5. おわりに

本稿では、授業中の私語を抑制する制度を紹介した。本制度は、誰かが私語をすることによってすべての受講者の期末試験の満点が下がるという連帯責任制度を採用している。これによって、受講者同士が私語をしないようにピア・プレッ

シャーを掛け合い、私語を抑制することが可能になっている。

本制度には課題が残されている。虚偽の自己申告を防止できない点である。虚偽申告によって、制度が崩壊してしまう可能性がある。あくまで極端なケースだが、課題として認識して、改善策を模索する必要がある。

本制度は、実際に本学の授業で採用している。本制度を導入すると、私語だけではなく、他のマナー違反も激減する。また、学習意欲が高い学生は私語がなくなるという授業環境に不満を持っているので、私語がほとんどなくなるこの制度に好意的である。課題があるとはいえ、概ね良好に機能している。本稿の考察がきっかけとなって、より良い授業環境を構築する制度設計の議論が進展することを期待する。

参考文献

Philippe Aghion and Jean Tirole (1997) *Formal and*

Real Authority in Organizations, Journal of Political Economy 105(1): 1-29.

Ricardo Alonso, Wouter Dessein and Niko Matouschek (1997) *When Does Coordination Require Centralization?*, American Economic Review 98(1): 145-79.

Robert Gibbons and John Roberts (2013) *The handbook of organizational economics*, Princeton University Press.

Daniel Kahneman and Amos Tversky (1973) *On the Psychology of Prediction*, Psychological Review, 80: 237-251.

Daniel Kahneman and Amos Tversky (1979) *Prospect Theory: An Analysis of Decision under Risk*, Econometrica, 47(2): 263-292.

Daniel Kahneman and Amos Tversky (1984) *Choices, values, and frames*, American Psychologist, 39(4): 341-350.

Nathan Novemsky and Daniel Kahneman (2005) *The Boundaries of Loss Aversion*, Journal of Marketing Research, 42: 119-128.

伊藤秀史(2012)「ひたすら読むエコノミクス」有斐閣。
伊藤秀史, 小林創, 宮原泰之(2019)「組織の経済学」有斐閣。

(2021年3月12日 受理)